

千葉県開発行為等の規制に関する規則

千葉県都市局建築部宅地課

千葉市開発行為等の規制に関する規則

平成4年3月13日 千葉市規則第22号
最終改正：令和7年5月23日 千葉市規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の施行及び千葉市建築関係手数料条例（平成12年千葉市条例第42号）第5条の規定による手数料の減免に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発区域 法第4条第13項に規定する開発区域をいう。
- (2) 開発行為 法第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (3) 特定工作物 法第4条第11項に規定する特定工作物をいう。
- (4) 工事施行者 法第30条第1項第4号に規定する工事施行者をいう。
- (5) 公共施設 法第4条第14項に規定する公共施設をいう。

(事前審査)

第3条 法第29条第1項の許可（以下「開発許可」という。）（自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為であって、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設が市に帰属しないものに係る開発許可を除く。）を受けようとする者は、あらかじめ、当該開発行為の計画について、市長の審査を受けるものとする。ただし、市長が都市計画上支障がないと特に認めた場合にあっては、この限りでない。

2 前項の審査を受けようとする者は、次に掲げる図書を添えて開発行為に関する事前審査願（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該開発区域を明らかにする公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）の写し
- (2) 当該開発行為をしようとする土地及び当該開発行為に関する工事をしようとする土地（以下「開発区域内の土地等」という。）の登記事項証明書
- (3) 当該開発行為についての設計説明書（様式第2号。以下「設計説明書」という。）
- (4) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第16条第4項に規定する図面のうち次に掲げるもの
 - ア 現況図
 - イ 土地利用計画図
 - ウ 排水施設計画平面図

エ 造成計画平面図及び造成計画断面図（当該開発行為において盛土又は切土を行う場合に限る。）

- (5) 盛土又は切土に関する工事の概要書（様式第2号の2）（当該開発行為に関する工事において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を要する場合に限る。以下「盛土等工事の概要書」という。）
- (6) 千葉県都市図（以下「都市図」という。）
- (7) 当該開発区域の求積図（縮尺500分の1以上のものとする。以下「開発区域求積図」という。）
- (8) その他市長が必要と認める図書

（開発行為許可申請書の添付図書等）

第4条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書には、法第30条第2項及び省令第17条に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び1ヘクタール以上の規模のものを除く。）（以下「自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為等」という。）にあっては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

- (1) 当該開発区域を明らかにする公図の写し
- (2) 当該開発区域内の土地等の登記事項証明書
- (3) 当該開発区域内の土地等に存する建物の登記事項証明書
- (4) 開発区域求積図
- (5) 当該開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「建築物等」という。）の敷地の求積図（縮尺500分の1以上のものとする。以下「建築敷地求積図」という。）
- (6) 盛土等工事の概要書
- (7) 申請者の資力及び信用に関する書類
- (8) 工事施行者の能力に関する書類
- (9) その他市長が必要と認める図書

2 前項第7号に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書。以下「住民票の写し等」という。）
- (2) 所得税に関する納税証明書（法人の場合にあっては、法人税に関する納税証明書）

- (3) 市町村民税又は特別区民税に関する納税証明書（法人の場合にあっては、市町村民税又は都民税に関する納税証明書）
 - (4) 事業経歴書（申請者が法人の場合に限る。）
 - (5) 暴力団等に該当しないことの誓約書
- 3 第1項第8号に掲げる工事施行者の能力に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 住民票の写し等
 - (2) 工事経歴書
 - (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けたことが確認できる書類
- 4 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、前条第2項第3号に規定する設計説明書とする。
- 5 省令第16条第5項に規定する資金計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 工事施行者が発行する工事費の見積書
 - (2) 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類
- 6 省令第17条第1項第2号に規定する開発区域区域図は、前条第2項第6号に規定する都市図とする。
- 7 省令第17条第1項第3号に掲げる書類は、開発行為施行同意書（様式第3号）とし、当該同意書に同意した者の印鑑証明書を添付するものとする。
- 8 省令第17条第1項第4号に掲げる書類は、開発行為に関する設計者の資格申告書（様式第4号）とする。

（既存の権利者の届出）

第5条 法第34条第13号の規定による届出は、既存の権利者の届出書（様式第5号）により行うものとする。

（開発行為の協議）

第6条 法第34条の2第1項の規定により市長と協議しようとする者は、開発行為協議申出書（様式第5号の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、法第30条第2項及び省令第17条並びに第4条第1項各号（第7号を除く。）に規定する図書（主として、住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要するもの及び1ヘクタール以上の規模のものを除く。）にあっては、第4条第1項第8号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申出があった場合において、協議が成立したときは、開発行為協議成立通知書（様式第5号の3）により申出者に通知するものとする。

(開発行為の許可又は不許可の通知)

第7条 市長は、開発許可の申請があった場合において、法第35条第1項の規定により、許可の決定をしたときは開発行為許可通知書(様式第6号)により、不許可の決定をしたときは開発行為不許可通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(開発行為の変更許可の申請及び通知)

第8条 法第35条の2第1項に規定する許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第28条の3に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 変更の理由及び内容を記載した書類

(2) 都市図

(3) 省令第16条及び第4条第1項に規定する図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものについて変更後の内容を明示したもの

(4) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、法第35条の2第4項において準用する法第35条第1項の規定により許可の決定をしたときは開発行為変更許可通知書(様式第9号)により、不許可の決定をしたときは開発行為変更不許可通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

(開発行為の軽微な変更の届出)

第9条 法第35条の2第3項に規定する届出をしようとする者は、開発行為変更届出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 変更の理由及び内容を記載した書類

(2) 都市図

(3) 省令第16条第2項に規定する図書及び建築敷地求積図のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものについて変更後の内容を明示したもの(省令第28条の4第1号に規定する変更の場合に限る。)

(4) 工事施行者の住民票の写し等(省令第28条の4第2号に規定する変更(自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為等に係るものを除く。))の場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める図書

(開発行為の変更の協議)

第9条の2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により市長と協議しようとする者は、開発行為変更協議申出書(様式第11号の2)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、省令第28条の3及びこの規則第8条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申出があった場合において、協議が成立したときは、開発行為変更協議成立通知書（様式第11号の3）により申出者に通知するものとする。

（工事着手の届出）

第10条 開発許可を受けた者及び工事施行者がその開発行為に関する工事に着手しようとするときは、開発行為に関する工事着手届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（工事完了届出書の添付図書）

第11条 省令第29条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該工事完成図（省令第16条第4項に規定する土地利用計画図及び排水施設計画平面図の例により作成したもの）
- (2) 当該開発区域を明らかにする公図の写し
- (3) 設計説明書
- (4) 都市図
- (5) 開発区域求積図
- (6) その他市長が必要と認める図書

2 前項各号に掲げる図書は、当該開発区域を工区に分けたときはその工区、当該開発行為に関する工事のうち公共施設工事が完了したときはその区域に関するものとする。

（工事完了公告の方法）

第12条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、千葉市公告式条例（昭和25年千葉市条例第29号）の定めるところにより行うものとする。

（建築制限等の解除の承認の申請及び通知）

第13条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告以前の建築（建設）承認申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該建築物等の敷地の場所を表示する図面（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (2) 当該建築物等の敷地を明らかにする公図の写し
- (3) 都市図
- (4) 建築敷地求積図
- (5) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項に規定する配置図（縮尺500分の1以上のものとする。以下「配置図」という。）
- (6) 建築基準法施行規則第1条の3第1項に規定する各階平面図及び2面以上の立面図（縮尺200分の1以上のものとする。以下「平面図等」という。）
- (7) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、承認の決定をしたときは工事完了公告以前の建築（建設）承認通知書（様式第14号）により、不承認の決定をしたときは工事完了公告以前の建築（建設）不承認通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

（開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書）

第14条 省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該工事の廃止の理由を記載した書類
- (2) 都市図
- (3) 当該工事の廃止時における現況図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (4) 当該工事に係る土地の防災措置（従前の公共施設の復旧を含む。）を記載した図書
- (5) その他市長が必要と認める図書

（市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請及び通知）

第15条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、許可の決定をしたときは市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書（様式第17号）により、不許可の決定をしたときは市街化調整区域内における建築物の特例不許可通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（予定建築物以外の建築等の許可の申請及び通知）

第16条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物以外の建築等許可申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 市長は第1項の規定による申請があった場合において、許可の決定をしたときは予定建築物以外の建築等の許可通知書（様式第20号）により、不許可の決定をしたときは予定建築物以外の建築等の不許可通知書（様式第21号）により申請者に通知するものとする。

（予定建築物以外の建築等の協議）

第16条の2 法第42条第2項の規定により市長と協議しようとする者は、予定建築物以外の建築等協議申出書（様式第21号の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、第13条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申出があった場合において、協議が成立したときは、予定建築物以外の建築等協議成立通知書（様式第21号の3）により申出者に通知するものとする。

(建築物の新築等の許可の申請及び通知)

第17条 省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書には、同条第2項に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該建築物等の敷地を明らかにする公図の写し
- (2) 当該建築物等の敷地の登記事項証明書
- (3) 都市図
- (4) 建築敷地求積図
- (5) 配置図
- (6) 平面図等
- (7) 排水施設計画平面図
- (8) その他市長が必要と認める図書

2 市長は法第43条第1項の規定による許可の申請があった場合において、許可の決定をしたときは建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書(様式第22号)により、不許可の決定をしたときは建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可通知書(様式第23号)により申請者に通知するものとする。

(建築物の新築等の許可の協議)

第17条の2 法第43条第3項の規定により市長と協議しようとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書(様式第23号の2)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、省令第34条第2項及び前条第1項各号に規定する図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申出があった場合において、協議が成立したときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議成立通知書(様式第23号の3)により申出者に通知するものとする。

(許可の承継の届出)

第18条 法第44条の規定による承継をした者は、速やかに許可承継届出書(様式第24号)に当該地位を承継したことを証する書類その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(開発許可の承継の承認の申請及び通知)

第19条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、開発許可承継承認申請書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書(自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為等にあつては、第2号及び第3号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

- (1) 都市図
- (2) 第4条第2項各号に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類
- (3) 省令第16条第5項に規定する資金計画書及び自己資金又は借入金

の調達が可能であることを証する書類

(4) 承認を受けようとする者が開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、承認の決定をしたときは開発許可承継承認通知書（様式第26号）により、不承認の決定をしたときは開発許可承継不承認通知書（様式第27号）により申請者に通知するものとする。

（開発登録簿の調書）

第20条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿の調書の様式は、様式第28号とする。

（許可済みの標識の掲示）

第21条 法第29条第1項及び第43条の許可を受けた者は、工事の期間中当該区域内の見やすい場所に許可済みの標識（様式第29号）を掲示しておかなければならない。

（公示の標識）

第22条 法第81条第3項に規定する標識の様式は、様式第30号のとおりとする。

（開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請及び通知）

第23条 省令第60条の規定により法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（様式第31号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 当該開発区域又は当該建築物等の敷地を明らかにする公図の写し

(2) 都市図

(3) 建築敷地求積図

(4) 申請内容を明らかにする図書

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請内容を適当と認めるときは、開発行為又は建築に関する証明書（様式第32号）を申請者に交付するものとする。

（身分証明書の様式）

第24条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、立入検査証（様式第33号）のとおりとする。

（図面への記名）

第25条 この規則に定める図面（都市図を除く。）には、これを作成した者が記名をしなければならない。

（官公庁の作成に係る書類の取扱い）

第26条 法及びこの規則に基づき市長に提出する書類のうち、官公庁の作成に係るもの（第4条第7項に規定する印鑑証明書を除く。）は、その作成後3か月以内のものでなければならない。

(添付図書の省略等)

第27条 同時に2以上の申請をする場合において、各申請書に添付する図書に共通のものがあるときは、当該図書の部数は、申請書の数にかかわらず2部とすることができる。

2 前項の場合においては、当該申請書に、その旨を記載しなければならない。

(添付図書の原本の還付請求)

第28条 申請人は、添付図書の原本のうち、市長が法第3章第1節の施行に係る手続上支障がないと認めるものについては、その還付を請求することができる。

(書類の提出部数)

第29条 法、政令、省令及びこの規則に基づき市長に提出する申請書に添付する図書の部数は、2部とする。

(開発行為許可申請手数料等の減免)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、千葉県建築関係手数料条例別表47の項から52の項までに掲げる手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害その他特別の理由があると認められるとき。

(2) 納入者が国又は地方公共団体であって、当該開発行為等が公益上特に必要であると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上その他の理由により手数料の全額を徴収することが不相当であると認められるとき。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を必要とする理由を証する資料を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 手数料の額及び減額又は免除を受けようとする手数料の額

(3) 減額又は免除を必要とする理由

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年6月25日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の千葉県開発行為等に関する規則の規定により作成された様式で、現に存するものは、この規則による改正後の千葉県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の千葉県開発行為等の規制に関する規則様式第1号の規定により作成された様式で、現に存するものは、この規則による

改正後の開発行為等の規制に関する規則様式第1号の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 開発行為許可申請等に係る手数料規則(昭和47年千葉市規則第20号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成13年5月18日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前になされた第4条の規定による改正前の千葉市開発行為等の規制に関する規則第18条第1項に規定する確認の申請に対してなされる通知については、同規則第18条第2項並びに様式第24号及び様式第25号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行前に作成された様式で現に存するものは、この規則による改正後の千葉市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則及び千葉市開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第29条第1項、同項第3号、第2項及び同項第1号、様式第6号、様式第9号、様式第14号、様式第17号、様式第19号、様式第20号、様式第21号の2及び様式第21号の3、様式第22号並びに様式第33号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号 (第3条第2項)

自己用
非自己用

開発行為に関する事前審査願

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住所
氏名
連絡先

このことについて、開発行為許可申請書を提出したいので、関係図書を添えて事前審査をお願いします。

代理人(設計担当者)連絡先	受付欄
住所	
氏名	
電話	
電子メールアドレス @	

備考 申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第2号 (第3条第2項)

その1

設 計 説 明 書
設 計 の 概 要

1 設計の方針						
2 土地の現況 (地目別概要)	区 分	宅 地	農 地	山 林	その他	計
	面 積					
	比 率					
3 土地利用計画	区 分	宅 地	公共用地	未利用地	その他	計
	面 積					
	比 率					
4 公共施設整備計画	区 分	道路敷地	水路及び 下水道敷地	公園及び 緑地等用地	消防用貯水 施設用地	その他
	面 積					
	比 率					
	都市計画 街 路			その他の都 市計画施設		
5 摘要						

- 備考
- 1 面積は平方メートル、比率はパーセントを単位とする。
 - 2 4欄の比率は、3欄の面積の合計に対する各公共施設の敷地面積の比率とする。
 - 3 5欄には、開発行為により設置される公益的施設（学校・保育所・幼稚園・官公庁施設・購買施設・医療施設）の用地の面積等を記載すること。

その2

公共施設の管理者等に関する事項

種類	番号	概要			管理者	用地の 帰属	摘要
		幅員・寸法	延長 m	面積 m ²			

- 備考
- 1 番号は、施設の種別別に付すこと。
 - 2 公共施設の次に公益的施設を記載すること。
 - 3 公共施設の摘要には、（新設）（付け替え）（拡幅）の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設の概要及び管理者を記載すること。

様式第2号の2（第3条第2項）

盛土又は切土に関する工事の概要書

1	工事主 住所・氏名 (法人役員 住所・氏名)				
2	設計者 住所・氏名				
3	工事施行者 住所・氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有 ・ 無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立法メートル		
		切 土	立法メートル		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
				メートル	メートル
	カ 排水施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
				メートル	メートル
	キ 崖面の保護の方法				
ク 崖面以外の地表面の 保護の方法					
ケ 工事中の危害防止の ための措置					
コ そ の 他 の 措 置					
サ 工事着手予定年月日	年 月 日				
シ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ス 工 程 の 概 要					
11	その他必要な事項				

〔注意〕

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規制を受ける場合は、本用紙を記入してください。
- 2 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 6 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください。（複数選択可）
- 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。

様式第3号 (第4条第7項)

開 発 行 為 施 行 同 意 書

開発許可申請者氏名

() の施行に係る開発行為については、異議がないのでその施行に同意します。

所在及び地番	地目又は工作物の種類	地積又は工作物の延面積	権利の種類	同意年月日	同意権者の住所氏名	印	摘要

- 備考 1 同意権者とは、開発区域等の土地及び開発区域等にある建築物その他の工作物の所有権者、抵当権者その他の権利を有する者とする。
- 2 同意権者については、当該同意印の印鑑証明書1部を添付すること。

様式第4号 (第4条第8項)

開発行為に関する設計者の資格申告書

年 月 日	
(あて先) 千葉市長	
申告者 住所 氏名	
次のとおり設計者の資格について申告します。	
1	設計者の氏名 及び生年月日
ふりがな () 年 月 日生	
2	最 終 学 歴
(学校名) (学部名) (学科名) 卒業 年 月 中退	
3	現 住 所 等
事務所電話番号 () 自宅電話番号 ()	
4	資 格 免 許 等
実 務 経 歴	会社又は事務所名
	職 務 内 容
	期 間
	年数
	年数計
	年 年
経 歴	工事名
	工事発注者
	工事施行場所
	工事面積
	実務内容
	期間

- 備考 1 申告者は、設計者が法人の従業員である場合は、当該法人とし、その他の場合は、設計者自身とする。
- 2 2及び4欄については、それぞれ当該申告事項を証する書類を添付すること。
- 3 5欄については、市長が必要と認めるときは、当該申告事項を証する書類を添付すること。

様式第5号 (第5条)

(表)

既存の権利者の届出書

年 月 日			
(あて先) 千葉市長 届出者 住所 氏名			
都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	届出者の職業 (法人にあっては、その業務の内容)		
2 届出に係る土地の表示	所 在	地 番	地 目
			地 積
			m ²
3	市街化調整区域の決定又は変更のあった年月日		年 月 日
4	3の時期において土地又は権利を有していた目的		居 住 用 業 務 用
5	予 定 建 築 物 の 用 途		
6	権利の種類	種 類	
	内 容	内 容	
7	権利を取得した年月日		年 月 日
8	届出に係る土地に建築物を建築又は第一種特定工作物を建設しようとする際、開発行為を伴う必要の有無		有 無
※ 受付欄	年 月 日	年 月 日	
	番 号	第 号	

(注) 裏面の注意事項をよく読んでから記載すること。

1 届出に関する注意事項

- (1) この届出書は、自己の居住又は業務の用に供する建築物を建築し、又は第一種特定工作物を建設する目的で都市計画法による市街化調整区域内の土地又は土地の利用に関する権利を有していた者が、その旨を当該市街化調整区域に関する都市計画の決定又は変更のあった日から6箇月以内に千葉市長に届け出る場合に用いるものである。
- (2) 「自己の居住の用に供する」とは、自らの生活の本拠として使用することをいい、ここにいう自己とは自然人に限り、会社等の従業員宿舍又は組合が組合員に譲渡する住宅の建設のために行う行為等は含まない。
- (3) 「自己の業務の用に供する建築物」とは、分譲住宅及び賃貸住宅並びに賃貸用の事務所、倉庫及び店舗等を含まず、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業共同組合の事業用共同施設及び会社等の従業員用福利厚生施設（従業員宿舍を除く。）を含む。
- (4) 届出に係る土地において開発行為を行うため農地法第5条の規定による許可を必要とする場合は、市街化調整区域となる前に当該許可を受けていなければならない。
- (5) 届出に係る土地に開発行為をし、又は建築物の建築又は第一種特定工作物の建設を行う場合には、この届出をしたうえで別途に都市計画法第29条第1項又は第43条の許可を受ける必要があるので留意すること。

2 記載上の注意

- (1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) ※印のある欄には、記載しないこと。
- (3) 4欄及び5欄の記載に当たっては、具体的な目的及び用途を記載すること。
- (4) 6欄のうち権利の内容の欄については、土地の利用に関する所有権以外の権利（地上権、借地権等）を有する場合だけ記載すること。
- (5) 8欄の有無の記載について、農地等宅地以外の土地を宅地とする場合は、原則として開発行為を伴うもの（従って、都市計画法第29条第1項の許可すなわち開発許可を必要とする。）として取り扱われるので、これにより記載すること。

様式第5号の2 (第6条第1項)

開 発 行 為 協 議 申 出 書

<p>都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先) 千葉市長</p> <p style="text-align: right;">申出者 住所 氏名</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄には、記載しないこと。

開 発 行 為 協 議 成 立 通 知 書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申出のありました開
発行為については、協議が成立したので、千葉市開発行為等の規制に關する規則第6条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	m ²
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者住所氏名	
	5	工事着手予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日
	7	自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8	法第34条の該当号及び該当する理由	
	9	その他必要な事項	

開 発 行 為 許 可 通 知 書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました開発行為については、次の条件を付して許可したので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



条件		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市開発審査会に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

開発行為不許可通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました開発行為の施行については、次の理由により許可しませんので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



不許可理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市開発審査会に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第8号 (第8条第1項)

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 (あて先) 千葉市長 許可申請者 住所 氏名		※手数料欄 年 月 日
開 発 行 為 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6 法第34条の該当号及び該当する理由	
	7 その他必要な事項	
開発行為の許可番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
※受付番号		年 月 日 第 号
※変更許可に付した条件		
※変更許可番号		年 月 日 第 号

備考

- 1 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 開発行為の変更の概要(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 5 ※印のある欄には、記載しないこと。

開発行為変更許可通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました開発行為の変更については、次の条件を付して許可したので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

条件	
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称
	2 開発区域の面積 m²
	3 予定建築物等の用途
	4 工事施行者住所氏名
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別
	6 法第34条の該当号及び 該当する理由
	7 その他必要な事項
開発行為の許可番号	年 月 日 第 号

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉県を被告として提起することができます。

開発行為変更不許可通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました開発行為の施行については、次の理由により許可しませんので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



不許可理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市開発審査会に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 11号 (第 9 条第 1 項)

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者 住所
氏名

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定に基づき、開発行為の変更について下記により届け出ます。

記

1 変 更 の 内 容

2 変 更 の 理 由

3 開発許可の許可番号 年 月 日 千葉市指令 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「変更の内容」は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 11 号の 2 (第 9 条の 2 第 1 項)

開 発 行 為 変 更 協 議 申 出 書

<p>都市計画法第 35 条の 2 第 4 項において準用する同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の協議を申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 千葉市長</p> <p style="text-align: right;">申出者 住所 氏名</p>		
開 発 行 為 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6 法第 34 条の該当号及び 該当する理由	
	7 その他必要な事項	
開発行為の協議成立番号	年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由		
※受 付 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考
- 1 工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 - 4 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 5 ※印のある欄には、記載しないこと。

開 発 行 為 変 更 協 議 成 立 通 知 書

住所
氏名 様

年 月 日付け (受付番号第 号) で申出のありました開
発行為の変更については、協議が成立したので、千葉市開発行為等の規制に
関する規則第 9 条の 2 第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



開 発 行 為 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6 法第 34 条の該当号及び 該当する理由	
	7 その他必要な事項	
開発行為の協議成立番号		年 月 日 第 号

様式第 1 2 号 (第 1 0 条)

開発行為に関する工事着手届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

開発行為施行者 住所
氏名

工事施行者 住所
氏名

開発行為に関する工事に着手するので、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号・許可年月日	千葉市指令 第 号 年 月 日
開発区域に含まれる地域の名称	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
現場管理者	氏名
工事施行者又は 工事施行者の定 めた者	連絡先

工程：

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第13号 (第13条第1項)

工事完了公告以前の建築(建設)承認申請書

都市計画法第37条第1号の規定により、開発行為に関する工事の完了公告以前の建築(建設)の承認を申請します。		
年 月 日		
(あて先) 千葉市長		
承認申請者 住所 氏名		
1	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
1	(2) 開発許可の番号及び年月日	千葉市指令 第 号 年 月 日
1	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
2	開発行為に関する工事の進行状況	
3	(1) 建築(建設)をしようとする土地の所在及び地番	
3	(2) 建築(建設)をしようとする土地の面積	m ²
3	(3) 建築物(特定工作物)の構造及び規模	
3	(4) 建築物(特定工作物)の用途	
4	工事完了以前に建築(建設)しようとする理由	
※	受付欄	年 月 日 年 月 日 番 号 第 号

- 備考 1 承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 2欄には、整地工事、排水施設工事、道路工事、擁壁工事等の区分により着手した工事について申請書提出の日における当該工事の完了又は工事中の別を記載すること。
- 3 ※印のある欄には、記載しないこと。

工事完了公告以前の建築（建設）承認通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のありました開発行為に関する工事完了公告以前の建築（建設）は、次の条件を付して承認したので、千葉県開発行為等の規制に関する規則第 1 3 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



条件		
1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可の番号及び年月日	千葉県指令 第 号 年 月 日
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
2 建築（建設）の概要	(1) 建築（建設）をしようとする土地の所在及び地番	
	(2) 建築（建設）をしようとする土地の面積	m ²
	(3) 建築物（特定工作物）の構造及び規模	
	(4) 建築物（特定工作物）の用途	

備考 この承認を受けても、建築物等を建築（建設）しようとするときは、建築基準法による確認を別途受けなければならないので、注意すること。

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

工事完了公告以前の建築（建設）不承認通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のありました開発行為に関する工事完了公告以前の建築（建設）については、次の理由により承認しませんので、千葉市開発行為等の規制に関する規則第 13 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



不承認理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 16号 (第 15条第 1項)

市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書

都市計画法第 4 1 条第 2 項ただし書の規定により、市街化調整区域内における建築物の建築の許可を申請します。		※手数料欄			
年 月 日					
(あて先) 千葉市長		許可申請者 住所 氏名			
1 開 発 許 可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名				
	(2) 開発許可の番号及び年 月 日	千葉市指令 第 号 年 月 日			
	(3) 開発許可を受けた際に付せられた建築物の制限の内容	建 ぺ い 率	高さ	壁面の位置	その他
2 建築をしようとする土地の所在及び地番					
3 建築物の概要		建 ぺ い 率	高さ	壁面の位置	その他
4 制限をこえる建築物を建築しようとする理由					
※ 受付欄		年 月 日	年 月 日		
		番 号	第 号		

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄には、記載しないこと。

市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました建築物の建築については、許可したので、千葉県開発行為等の規制に関する規則第 15 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 開 発 許 可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名				
	(2) 開発許可の番号及び年月日	千葉県指令 第 号 年 月 日			
	(3) 開発許可を受けた際に付せられた建築物の制限の内容	建 ぺ い 率	高さ	壁面の位置	その他
2	建築をしようとする土地の所在及び地番				
3	建 築 物 の 概 要	建 ぺ い 率	高さ	壁面の位置	その他
4	許可に付した条件				

備考 この許可を受けても、建築物等を建築しようとするときは、建築基準法による確認を別途受けなければならないので、注意すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

市街化調整区域内における建築物の特例不許可通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました市街化調整区域内における建築物の特例許可については、次の理由により許可しませんので、千葉市開発行為等の規制に関する規則第 15条第 3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



不許可理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市開発審査会に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 19 号 (第 16 条第 1 項)

予定建築物以外の建築等許可申請書

都市計画法第 4 2 条第 1 項の規定により、予定建築物（特定工 作物）以外の建築物（特定工作物）の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">新築（新設）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">改 築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">用途の変更</td> </tr> </table> の許可を申請します。 年 月 日 （あて先）千葉市長 許可申請者 住所 氏名	新築（新設）	改 築	用途の変更	※ 手数料欄				
新築（新設）								
改 築								
用途の変更								
1	(1) 開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名							
1	(2) 開発許可の番号及び 年 月 日	千葉市指令 第 号 年 月 日						
1	(3) 開発許可を受けた際の 予 定 建 築 物 (特 定 工 作 物)							
2	建築等をしようとする土地 の 所 在 及 び 地 番							
3	新築（新設）、改築又は用途 の 変 更 後 の 建 築 物 (特 定 工 作 物) の 用 途							
4	3 の用途が都市計画法第 3 4 条 各 号 に 掲 げ る 建 築 物 (特 定 工 作 物) の い ず れ か に 該 当 す る か の 記 載 及 び そ の 理 由							
5	変更しようとする理由							
※	受付欄	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">番 号</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> <td></td> </tr> </table>	年 月 日	年 月 日		番 号	第 号	
年 月 日	年 月 日							
番 号	第 号							

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄には、記載しないこと。

予定建築物以外の建築等許可通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました建築物(特定工作物)の については、許可したので、千葉市開発行為等の規制に関する規則第16条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可の番号及び年 月 日	千葉市指令 第 号 年 月 日
	(3) 開発許可を受けた際の予定建築物(特定工作物)	
2	建築等をしようとする土地の所在及び地番	
3	新築(新設)、改築又は用途の変更後の建築物(特定工作物)の用途	
4	3の用途が都市計画法第34条各号に掲げる建築物(特定工作物)のいずれに該当するかの記載及びその理由	
5	変更しようとする理由	
6	許可に付した条件	

備考 この許可を受けても、建築物等を建築(建設)しようとするときは、建築基準法による確認を別途受けなければならないので、注意すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市開発審査会に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

予定建築物以外の建築等不許可通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました予定建築物(特定工作物)以外の建築(建設)については、次の理由により許可しませんので、千葉県開発行為等の規制に関する規則第 1 6 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



不許可理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県開発審査会に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第21号の2 (第16条の2第1項)

予定建築物以外の建築等協議申出書

都市計画法第42条第2項の規定により、予定建築物（特定工作物）以外の建築物（特定工作物）の

新築（新設）
改 築
用途の変更

 の協議を申し出ます。

年 月 日

（あて先）千葉市長

申出者 住所
氏名 印

1 開 発 許 可 の 概 要	(1)	開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2)	開発許可の番号及び年月日	第 号 年 月 日
	(3)	開発許可を受けた際の予定建築物（特定工作物）	
2	建築等をしようとする土地の所在及び地番		
3	新築（新設）、改築又は用途の変更後の建築物（特定工作物）の用途		
4	3の用途が都市計画法第34条各号に掲げる建築物（特定工作物）のいずれに該当するかの記事及びその理由		
5	変更しようとする理由		
※ 受付欄	年 月 日	年 月 日	
	番 号	第 号	

備考 ※印のある欄には、記載しないこと。

予定建築物以外の建築等協議成立通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申出のありました建築物(特定工作物)の については、協議が成立したので、千葉市開発行為等の規制に関する規則第 1 6 条の 2 第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 開 発 許 可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可の番号及び年月日	第 号 年 月 日
	(3) 開発許可を受けた際の予定建築物(特定工作物)	
2	建築等をしようとする土地の所在及び地番	
3	新築(新設)、改築又は用途の変更後の建築物(特定工作物)の用途	
4	3の用途が都市計画法第34条各号に掲げる建築物(特定工作物)のいずれに該当するかの記載及びその理由	
5	変更しようとする理由	

建築物の新築、改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設許可通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました

建築物
第一種特定 の については、許可したので、千葉県開発行為等の規制に
工 作 物

関する規則第17条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事及びその理由	
5	その他必要な事項	
6	許可に付した条件	

備考 この許可を受けても、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をしようとするには、建築基準法による確認を別途受けなければならないので、注意すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

建築物の新築，改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設不許可通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のありました建築物（第一種特定工作物）の については、次の理由により許可しませんので、千葉市開発行為等の規制に関する規則第17条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



不許可理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市開発審査会に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第23号の2 (第17条の2第1項)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設協議申出書

都市計画法第43条第3項の規定により、建築物 第一種特定 工作物 新築 改築の協議を申し出ます。 用途の変更 新設 年 月 日 (あて先) 千葉市長 申出者 住所 氏名 印	
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の 存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は建築しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由
5	その他必要な事項
※ 受付番号	年 月 日 第 号

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

様式第23号の3 (第17条の2第3項)

千 第 号

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設協議成立通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申出のありました
建築物
第一種特定 の については、協議が成立したので、千葉県開発行為等の
工作物

規制に関する規則第17条の2第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は建築しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5	その他必要な事項	

様式第24号 (第18条)

許可承継届出書

年 月 日		
(あて先) 千葉市長		
届出者 住所 氏名		
都市計画法第44条の規定により許可に基づく地位を承継したので届け出ます。		
1 許可の概要	(1) 許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 許可の番号及び年月日 千葉市指令 第 号 年 月 日	
	(3) 許可に係る土地の表示又は地域の名称	
2 届出前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名	承継年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
3 届出に係る承継年月日	年 月 日	
4 承継の原因		
※ 受付欄	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 1の(3)欄は、法第29条第1項の許可（開発許可）の場合は開発区域に含まれる地域の名称を、法第43条の許可（建築等許可）の場合は土地の表示（所在、地番及び面積）を記載すること。
- 3 ※印のある欄には、記載しないこと。

様式第25号 (第19条第1項)

開発許可承継承認申請書

都市計画法第45条の規定により、開発許可に基づく 地位の承継の承認を申請します。		※手数料欄	
		年 月 日	
(あて先) 千葉市長		承認申請者 住所 氏名	
1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名		
	(2) 開発許可の番号及び年月日	千葉市指令 第 号 年 月 日	
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称		
2 申請前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名		承継年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
3 承認申請に係る権原を取得した年月日			
4 取得した権原の内容			
※ 受付欄	年 月 日	年 月 日	
	番 号	第 号	

備考 1 承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄には、記載しないこと。

開発許可承継承認通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました開発許可に基づく地位の承継については、承認したので、千葉県開発行為等の規制に関する規則第19条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可の番号及び年月日	千葉県指令 第 号 年 月 日
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
2 申請前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名	承継年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
3	承認申請に係る権原を取得した年月日	
4	取得した権原の内容	

開発許可承継不承認通知書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました開発許可に基づく地位の承継については、次の理由により承認しませんので、千葉市開発行為等の規制に関する規則第 19 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



不承認理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第28号 (第20条)

開 発 登 録 簿 調 書

		番号	
開 発 許 可	開 発 許 可 の 番 号 及 び 年 月 日	千葉市指令 第 号 年 月 日	
	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名		
承 継	承 継 承 認 の 番 号 及 び 年 月 日	千葉市指令 第 号 年 月 日	
	承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名		
当 初 許 可	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 及 び 面 積	市 区 面積 m ²	
	予 定 建 築 物 の 用 途		1 自己用 2 その他
	法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容		
	区 域 及 び 地 域 等		
	工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名		
変 更 許 可			
工 事 完 了 検 査	検 査 済 証 交 付 年 月 日	工 区 名 及 び 工 事 の 種 別	
摘 要			

様式第29号 (第21条)

許可済みの標識

← 58センチメートル以上 →

都市計画法		第29条第1項 第43条第1項	の規定による許可済み
許可番号・許可年月日		千葉県指令	第 号 年 月 日
建築物の用途			
開発行為等 施行者	住所 氏名		
工事 施行者	住所 氏名	TEL	
開発区域等の 所在及び地番			
開発区域等の面積			
工事期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
現場管理者 工事施行者又は 工事施行者の定 められた者	氏名 連絡先	TEL	

↑ 40センチメートル以上 ↓



都市計画法による命令の公示

(土地又は工作物等の)所在地

命令を受けた者の氏名

この(土地又は工作物等)は都市計画法に違反しているので 年
月 日付で、同法第81条により を命じた。

注

- 1 この標識を毀棄した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、 を行った場合は罰せられます。
- 3 年 月 日(電気事業者名、ガス事業者名、水道事業者名)
に対して(電気、ガス、水道)の供給の申込みの承諾を保留するよう
要請しています。

年 月 日

千葉市長



開発行為又は建築に関する証明書

住所
氏名 様

年 月 日付け(受付番号第 号)で申請のありました次の建築物の建築は、都市計画法第 条の規定に適合していることを証明します。

年 月 日

千葉市長



1 建築物の敷地となる土地の名称	
2 都市計画区域の区分	市街化区域 市街化調整区域
3 地目及び面積	地目 実測 m ² 公簿 m ²
4 都市計画法の適合条項	
5 4 の 内 容	
6 開発行為の有無	伴う (m ²) 伴わない
7 予定建築物の用途・構造・規模	
8 その他必要な事項	

